

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 障がい者・（児）
事業所名（施設名） すわ湖のほとり

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【障がい者・児福祉サービス版】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	点	コメント
A	1 利用者の尊重と権利擁護	(1) 自己決定の尊重	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a)	■ 1 利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく個別支援を行っている。 ■ 2 利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重しながら、その発展を促すように支援を行っている。 ■ 3 趣味活動、衣服、理美容や嗜好品等については、利用者の意思と希望や個性を尊重し、必要な支援を行っている。 ■ 4 生活に関わるルール等については、利用者と話し合う機会（利用者同士が話し合う機会）を設けて決定している。 ■ 5 利用者一人ひとりへの合理的配慮が、個別支援や取組をつうじて具体化されている。 ■ 6 利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会が設けられている。	○利用者の個別支援計画に基づき支援が計画されています。 支援の向上のために利用者との面談や各セクションからの情報を集め、ニーズを的確に反映されることを「注力事項」として掲げ取り組まれています。 ○多様化する利用者のニーズに対応できる支援、健康管理に関するマニュアルの整備、多種の感染症対策、災害対応、安定した施設運営、多くの方からの支援等に力を入れ、利用者の安全安心、権利が保障されるよう職員の意識の向上に努めています

	(2) 権利擁護	① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a)	■ 7 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 8 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 ■ 9 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ■ 10 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。 ■ 11 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 ■ 12 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ■ 13 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。	○利用者の権利擁護等については重要事項説明書に記載され、入所時に本人家族に取り組みについて説明されています。身体拘束や虐待防止には、法人全体で取り組まれています。虐待については事業所として施設長を中心に委員会が設置され取り組みが行われています。マニュアルには、プロの支援者であることを強く自覚する、利用者個々の立場を理解する、虐待と思われる言動について職員同士で注意する、「虐待かもしれない」言動を後回しにせず対応するなど、職員がわかりやすく理解される対応をされており、職員の意識も高めています。
2 生活 支援	(1) 支援の基本	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a)	■ 14 利用者の心身の状況、生活習慣や望む生活等を理解し、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っている。 ■ 15 利用者が自力で行う生活上の行為は見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に支援している。 ■ 16 自律・自立生活のための動機づけを行っている。 ■ 17 生活の自己管理ができるように支援している。 ■ 18 行政手続、生活関連サービス等の利用を支援している。	○利用者の意思を尊重され、残存機能を維持し、できないことをサポートしながら利用者のストレングスを追及されています。 ○集団の中で他利用者の迷惑にならない範囲での支援方法、自力でできることも、やってもらって当たり前と感じている利用者もあり、自立・自律の動機づけをしています。

○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

			② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a)	■ 19 利用者の心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法によりコミュニケーションがはかられている。 ■ 20 コミュニケーションが十分ではない利用者への個別的な配慮が行われている。 ■ 21 意思表示や伝達が困難な利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための取組を行っている。 ■ 22 利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援を行っている。 ■ 23 必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの支援や工夫を行っている。	○言語訓練の実施、コミュニケーションが円滑に行われるような支援を行っています。 ○利用者のコミュニケーションを高めるために個々にどのような支援が必要かなど具体的検討もされています。
			③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a)	■ 24 利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けている。 ■ 25 利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明を行っている。 ■ 26 利用者の意思決定の支援を適切に行っている。 ■ 27 相談内容について、サービス管理責任者等と関係職員による検討と理解・共有を行っている。 ■ 28 相談内容をもとに、個別支援計画への反映と支援全体の調整等を行っている。	○日ごろのコミュニケーションに加え、個別のケア会議では、利用者本人や各セクションから情報を得て個別支援計画に反映させています。

		④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a)	■ 29 個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動（支援・メニュー等）の多様化をはかっている。 ■ 30 利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っている。 ■ 31 利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供されている。 ■ 32 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を行っている。 ■ 33 地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に応じた利用支援を行っている。 ■ 34 個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っている。	○利用者から聞き取り個別支援計画に反映して、色々なイベントが企画されています。日中活動や年間行事は本人の希望で参加されています。余暇活動の個別支援も個々の希望に応じたドライブ等を行っています。 ○5類になりましたが、まだコロナ感染の不安があり、地域の様々な活動の利用支援にはつながっていません。
		⑤ 利用者の障がいの状況に応じた適切な支援を行っている。	a)	■ 35 職員は障がいに関する専門知識の習得と支援の向上をはかっている。 ■ 36 利用者の障がいによる行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。 ■ 37 利用者の不適応行動などの行動障がいに個別的かつ適切な対応を行っている。 ■ 38 行動障がいなど個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等にもとづき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。 ■ 39 利用者の障がいの状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。	○新任職員の育成に関するガイドラインが作成され、施設職員として人材育成が行われています。育成には「チューター制度」を採り入れ、年間スケジュールに基づき行われています。「組織職員としての心構え」のチェック表も作成され、わかりやすく理解しやすいものになっています。

	(2) 日常的な生活支援	① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	a)	■ 40 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本としておいしく、楽しく食べられるように工夫されている。 ■ 41 利用者の心身の状況に応じて食事の提供と支援等を行っている。 ■ 42 利用者の心身の状況に応じて入浴支援や清拭等を行っている。 ■ 43 利用者の心身の状況に応じて排せつ支援を行っている。 ■ 44 利用者の心身の状況に応じて移動・移乗支援を行っている。	○食事は事業者に委託されていますが、施設の栄養士が嗜好調査や利用者の食事形態の調査を行っています。食事には力を入れており楽しみとなる工夫がされています。温かい物は温かく、自分で選べる選択メニュー、楽しみなバイキング食の提供もされています。○利用者の心身状況、介護状況も把握して数値化され、どんな介護が必要なのか職員の確認ができています。
	(3) 生活環境	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a)	■ 45 利用者の居室や日中活動の場等は、安心・安全に配慮されている。 ■ 46 居室、食堂、浴室、トイレ等は、清潔、適温と明るい雰囲気を保っている。 ■ 47 利用者が思い思いに過ごせるよう、また安眠（休息）できるよう生活環境の工夫を行っている。 ■ 48 他の利用者に影響を及ぼすような場合、一時的に他の部屋を使用するなどの対応と支援を行っている。 ■ 49 生活環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。	○諏訪湖の湖岸からわずかに離れた住宅街に位置し自然豊かな環境です。施設は新しく明るく設備の整った環境です。利用者の持てる力を活用できるように、車いす、自力移動等ができる環境になっています。○居室は1人部屋と2人部屋がありますが、明るく清潔な場所になっています。浴室や洗面所トイレも広く工夫され、座位でも使用しやすいトイレが設置されています。○2部屋の居室は広く車いすで移動しやすくなっていますが、他者との共有には本人の意思確認も行っています。

		(4) 機能訓練・生活訓練	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a)	■	50 生活動作や行動のなかで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っている。 51 利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう工夫している。 52 利用者の障がいの状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を行っている。 53 利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練を行っている。 54 定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っている。	○利用者の残存機能の維持のため機能訓練・生活訓練を外部のPT(理学療法士)・OT(作業療法士)・ST(言語聴覚士)の指導をお願いしています。職員に対しても個々の利用者により対応できる様アドバイスを受けています ○リハビリ委員会が専門職からの知識や技術を得て日常のケアに取り入れ、訓練プログラムを作成して実施されています。 ○リハビリ加算を取得しています。
		(5) 健康管理・医療的な支援	① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a)	■	55 入浴、排せつなどの支援のさまざまな場面をつうじて、利用者の健康状態の把握に努めている。 56 医師又は看護師等による健康相談や健康面での説明の機会を定期的に設けている。 57 利用者の障がいの状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫を行っている。 58 利用者の体調変化等における迅速な対応のための手順、医師・医療機関との連携・対応を適切に行っている。 59 障がい者・児の健康管理等について、職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。	○看護師を中心に健康状態の把握がされています。医療機関との調整を取りながら、時に利用者の医療的な訴えには対応しにくいことがあるようです。支援職員と日常の健康状態、精神的な状況や食欲、排泄状況に注意を図られています。

		② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a)	■ 60医療的な支援の実施についての考え方（方針）と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。 ■ 61服薬等の管理（内服薬・外用薬等の扱い）を適切かつ確実に行っている。 ■ 62慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については、医師の指示にもとづく適切な支援や対応を行っている。 ■ 63介護職員等が実施する医療的ケアは、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。 ■ 64医師や看護師の指導・助言のもと、安全管理体制が構築されている。 ■ 65医療的な支援に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。	○利用者の健康管理はもちろんですが、健康管理は口腔ケアにおいても力を入れ、地域の歯科医の協力で定期的な訪問診療ができています。また職員への指導にも努めていただいています。 ○看護師を中心に服薬管理、感染対策委員会との協力ができています。インフルエンザ予防マニュアル、ノロウイルス感染症胃腸炎の二次感染予防マニュアル、新型コロナウイルス感染症マニュアルの作成により、わかりやすく適切かつ安全な方法が示され、職員の意識の向上がはかられています。又、正しい手洗い方法は写真で示されています。
(6) 社会参加、学習支援	① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b)	■ 66利用者の希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行っている。 □ 67利用者の外出・外泊や友人との交流等について、利用者を尊重して柔軟な対応や支援を行っている。 ■ 68利用者や家族等の希望と意向を尊重して学習支援を行っている。 ■ 69利用者の社会参加や学習の意欲を高めるための支援と工夫を行っている。	○地域への社会参加の支援については、5類になりましたがコロナ感染症には不安があり積極的には行われていません。ただ本人等の希望があるときは、感染対策を行い対応されています。	

		(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b)	■	70	利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。	○地域移行には家族や本人の希望に沿うが、積極的なサポートは行っていません。本人の希望があったときは最大限寄り添い、利用者側に立った目線で情報の提案を検討されています。利用者の聞き取りにも施設での改善要求は伺えましたが地域で生活の意向希望は聞かれませんでした。
		(8) 家族等との連携・交流と家族支援	① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a)	□	71	利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。	
					■	72	地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されている。	
					■	73	地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。	
					□	74	地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等と連携・協力している。	
					■	75	家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っている。	○家族との連絡や連携には、利用者や家族の思いを重んじ、できるだけ日々の様子をお伝えしています。
					■	76	利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っている。	○家族会から「保護者会」を立ち上げるために会の行事等を企画しできるだけ利用者・施設そして職員と触れ合い理解される取り組みをされています。
					■	77	利用者の生活や支援について、家族等と意見交換する機会を設けている。	
					■	78	利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っている。	
					■	79	利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールが明確にされ適切に行われている。	
					■	80	利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。	

3 発達支援	(1) 発達支援	① 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a)	☐	81 子どもの発達過程や適応行動の状況等を踏まえた発達支援（個別支援）を行っている。	対象外
4 就労支援	(1) 就労支援	① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	b)	☐	82 子どもの発達に応じて必要となる基本的日常動作や自立生活を支援するための活動や取組について、個別活動と集団活動等を組み合わせながら実施している。	
			c)	☐	83 子どもの活動プログラムについてはチームで作成するとともに、子どもの状況に応じた工夫や見直しを行っている。	
				☐	84 子どもと保護者に対し、学校及び保育所や認定こども園、児童発達支援事業所等との情報共有、連携・調整をはかっている。	
			a)	☐	85 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組や工夫を行っている。	対象外
			b)	☐	86 利用者一人ひとりの障がいに応じた就労支援を行っている。	
			c)	☐	87 利用者の意向や障がいの状況にあわせて、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上を支援している。	
				☐	88 働く意欲の維持・向上のための支援を行っている。	
				☐	89 仕事や支援の内容について、利用者への定期的な報告と話し合いを行っている。	
				☐	90 地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている。	

		② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a)	☐	91	利用者の意向や障がいの状況に応じた仕事時間、内容・工程等となっている。	対象外
			b)	☐	92	利用者が選択できるよう、多様な仕事の内容・工程等を提供するための工夫を行っている。	
			c)	☐	93	仕事の内容・工程等の計画は、利用者で作成するよう努めている。	
				☐	94	賃金（工賃）等を利用者にわかりやすく説明し、同意を得たうえで適切に支払われている。	
				☐	95	賃金（工賃）を引き上げるための取組や工夫を行っている。	
				☐	96	労働安全衛生に関する配慮を適切に行っている。	
		③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a)	☐	97	職場や受注先の開拓等により仕事の機会の拡大（職場開拓）に努めている。	対象外
			b)	☐	98	障害者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携を定期的かつ適切に行っている。	
			c)	☐	99	利用者の障がいの状況や働く力にあわせて、利用者と企業とのマッチングなどの就職支援を適切に行っている。	
				☐	100	就労後の利用者と職場との関係づくりなど、職場定着等の支援を必要に応じて行っている。	
				☐	101	利用者や地域の障がい者が離職した場合などの受入や支援を行っている。	
				☐	102	地域の企業等との関係性の構築や障がい者が働く場における「合理的配慮」を促進する取組・働きかけを行っている。	